



倶楽部理念

ゴルフ倶楽部成田ハイツリーの目的は、「ゴルフを通じて会員相互並びにその友人知人等との親睦を図り、以って健全明朗な社交場たらしめ、併せてゴルフの普及発展に資する。」ことにあり、その設立理念は、「ゴルフ倶楽部は、本来、自由な時間に、倶楽部の会員を中心として、友人知人家族共々、のびのびとプレーでき、和やかに歓談できる雰囲気を持った社交場である。当倶楽部は、この趣旨に賛同する会員の集まりでありたいと願い、真にゴルフを愛好する者の親睦の場とする。」にある（会則）。

ゴルフ倶楽部成田ハイツリーは、日本初のゴルフ場運営システムとして、匿名組合契約（商法上の出資契約）を締結した会員が組織する会員組合を通じてゴルフ場及び経営会社を所有し運営するものであり、会員のゴルフ倶楽部として機能している。その結果、経営内容は、匿名組合契約に則り、年2回の経営内容開示が行われ、透明性を高めるとともに、会員に収益を還元するシステムとなっている。

ゴルフ倶楽部成田ハイツリーの運営は、会員組合から選出された理事による理事会を主体とし、理事会のもとに組織された各委員会の活動に支えられている。会員の声は、それぞれの事案を所管する委員会に集約され、委員会の協議により理事会に提案された上、理事会で審議決定されるという民主的なシステムを採用している。



倶 楽 部 概 要

名 称	ゴルフ倶楽部成田ハイツリー
所 在 地	〒 289-2303 千葉県香取郡多古町大門 659
理 事 長	藤 田 守 興
開 場 日	昭和 53 年 4 月 1 日
会 員 数	出資会員 602 名、非出資会員 16 名、家族会員 30 名 (平成28年 12 月 1 日現在)
コ ー ス	18H 7,024yard / PAR72
練 習 場	17 打席 (250Y)
コ ー ス レ ー ト	72.60
設 計 者	石 井 朝 夫 生年月日：1923 年（大正 12 年）6 月 9 日／出身地：静岡県伊東市／プロデビュー：1945 年／主な著書：「スクエア・ゴルフ」「ショットの盲点」「プッシュ・ショット」 ○マスターストーナメント3年連続出場 ○第1回日本シリーズ優勝
加 盟 団 体	JGA / KGA
コ ー ス 面 積	100 万平方メートル (30 万坪)
グ リ ー ン	2 グリーン式 (ベント・高麗)
フェ ア ウ ェ イ	高麗芝
プレイスタイル	キャディ付乗用カート（電磁誘導式 5 人乗り）
ア ク セ ス	
《 自 動 車 》	成田 IC（東関東自動車道）→ 12km（約 20 分） 大栄 IC（東関東自動車道）→ 11.2km（約 10 分） ●カーナビで検索する際は正式名称「ゴルフ倶楽部成田ハイツリー」でお探しく下さい。
《 電 車 》	JR、京成電鉄・空港第 2 ビル駅下車 空港第 2 ビル駅より送迎バスをご利用いただけます。 (無料) ※送迎バスは事前のご予約が必要です。
《 タ ク シ ー 》	●成田空港から約 20 分

18th Hole



コースについて

成田ハイツリーの四季・花ごよみ

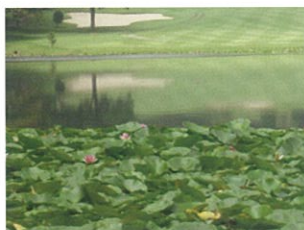
春

サクラ、モクレン、モモ、ミツバツツジ、レンギョウ、コブシ、ウメ、ドウダンユキヤナギ、ハナミズキ、グミ、キリシマツツジ、モミジの新芽、常緑樹の新緑、落葉樹の芽吹き



夏

サルスベリ、ウツギヒメジャラ、スイレンクチナシ



秋

カエデの紅葉、ハナミズキの紅葉、モクセイドウダンの紅葉、ピラカンサスの実、ニシキギの紅葉、落葉樹の紅葉



冬

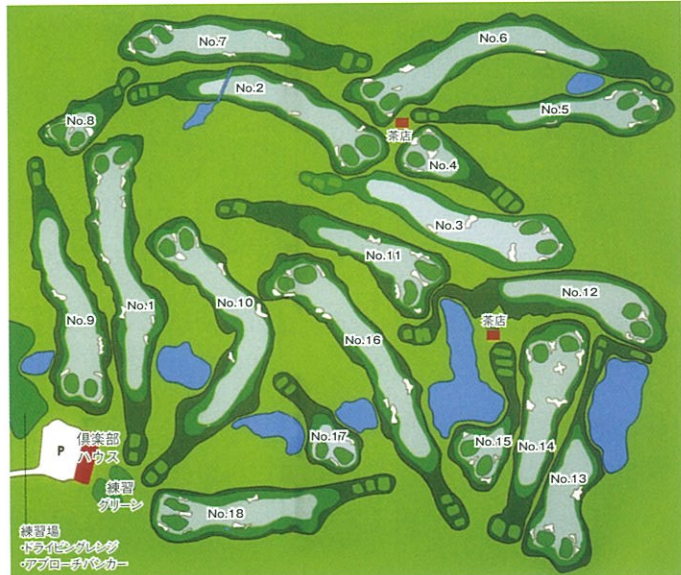
ツバキ、サザンカ、ロウバイ



11th Hole



コースについて



コースの特徴
(18H PER72
／7,024Y)

- 他にない植栽の豊富さで、四季折々の花々がコース内を彩っています。
- 雄大な丘陵コースで本格的なチャンピオンコース
- 詰め込みの無い、ゆったりとしたプレーが楽しめる。

No.	HDCP	OUT				PAR
		L.T	F.T	R.T	B.T	
No.1	9	464	464	500	525	5
No.2	3	362	403	421	443	4
No.3	15	318	371	391	421	4
No.4	13	141	161	161	188	3
No.5	7	357	357	373	399	4
No.6	1	489	516	536	575	5
No.7	11	361	361	392	422	4
No.8	17	111	143	143	174	3
No.9	5	338	364	392	415	4
OUT		2941	3140	3309	3562	36

No.	HDCP	IN				PAR
		L.T	F.T	R.T	B.T	
No.10	10	449	449	492	521	5
No.11	16	338	338	354	400	4
No.12	4	378	394	406	424	4
No.13	2	297	328	351	396	4
No.14	8	316	316	325	368	4
No.15	14	144	164	183	197	3
No.16	6	453	473	496	547	5
No.17	18	132	151	176	191	3
No.18	12	333	353	375	418	4
IN		2840	2966	3161	3462	36
TOTAL		5781	6106	6470	7024	72

14th Hole



施設紹介

クラブハウス正面



レストラン



ラウンジ



練習場





入会について

【入会審査基準】

■名義変更による入会者の入会審査基準

- ◇年齢は25歳以上(相続の場合はこの限りではない)
- ◇国籍は問わず
- ◇入会者の面接プレー
(プレー後会議室で面談/推薦保証人も原則同席する)
- ◇入会者の推薦保証人は正会員2名を必要とする
1名は5年以上の正会員(在籍)
- ◇入会者の写真・概要を1ヶ月間掲示
- ◇倶楽部の取決め事項及びドレスコードを理解し遵守できる方
- ◇当倶楽部の会員として相応しい方

【必要書類及び添付書類(譲渡人、譲受人)】

【譲受人】

【譲渡人】

必要書類 — — — — —

- | | |
|----------------|----------|
| ①名義書換申請書 | ①名義書換申請書 |
| ④入会申込書 | ④退会届 |
| ④経歴書 | ④紛失届 |
| ④資格審査申請書 | ④印鑑証明書 |
| ④推薦保証書 | |
| (2通・1名は在籍5年以上) | |
| ⑥念書 | |

◎添付書類 — — — — —

A, 住民票 1通 B, 戸籍謄本 1部 C, 印鑑証明書 1通
D, 写真 2枚(5cm×5cm)

●法人の場合は上記(A～D)に下記書類を添付

E, 法人の印鑑証明書 F, 商業登記簿謄本



匿名組合とは

(1) 意義

匿名組合とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をなし、その営業より生じる利益の分配を受けることを約束する契約形態をいう（商法 535 条）。

つまり、営業者が匿名組合員から集めた財産を運用して事業を行い、利益がある場合はこれを分配するのが匿名組合契約である。

(2) 権利義務関係

組合という名称にも関わらず匿名組合は団体ではなく、法的には営業者の単独企業である。よって匿名組合員の出資は営業者の財産になり（商法 536 条 1 項、匿名組合員は営業者の行為について第三者に対して権利義務を有しない（同条 2 項）。こうしたことから、匿名組合員は営業者の行為に関する権利義務関係の名宛人とならず、一般には営業者の名称にもその名前が顕れないので、「匿名」と呼ばれている。また、匿名組合契約に基づく損益は、匿名組合契約に定める分配率に基づいて匿名組合員に分配することが出来る。

2. 匿名組合方式を選択するメリット

(1) ゴルフ場運営会社のメリット

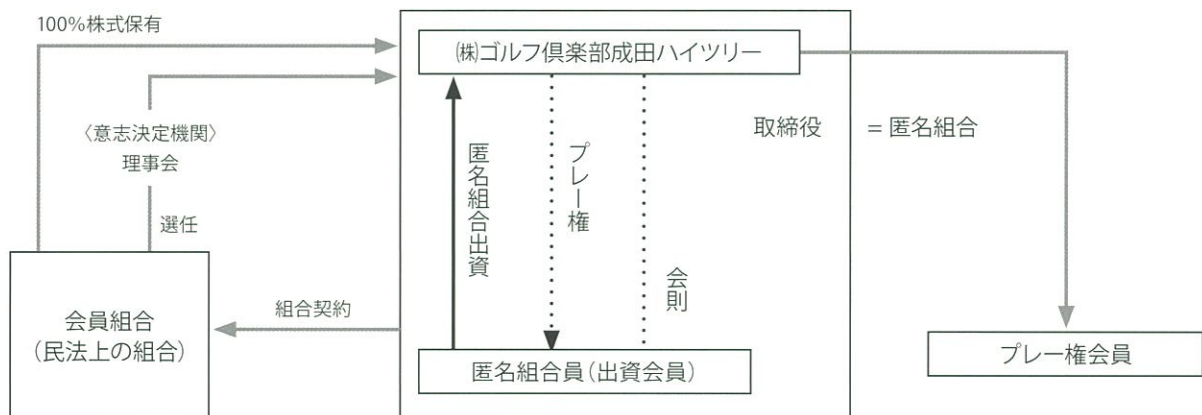
匿名組合員より営業者への現金の交付は、預託金（会社から見て債務）ではなく、あくまで出資金であるので営業者にとって出資金の返還義務が生じない。（ゴルフ倶楽部成田ハイツリーにおいては、会則にこの旨明記されている。）

(2) 匿名組合員（出資会員）のメリット

① 営業者と匿名組合員との個々の匿名組合契約に基づき、当然に営業者の財務諸表の開示を要求できるため（商法 539 条 1 項）、営業者の経営の独走を阻止できる。

② 匿名組合員は、匿名組合契約に定める一定割合の利益（損失）を享受できる。

3. ゴルフ倶楽部成田ハイツリーの仕組み、



① (株) ゴルフ倶楽部成田ハイツリー（会社）は、匿名組合契約に基づいて匿名組合員から出資された資金をもって、ゴルフ倶楽部成田ハイツリーを運営する営業者である。

② 匿名組合員（出資会員）は、民法上の組合契約に基づいて会員組合を構成する。

③ 匿名組合員で構成される会員組合が会社の全株式を保有している。

④ 会員組合内部に、会社運営の最高意思決定機関として理事会を設置する。理事会を構成する理事は、会員組合の総会において匿名組合員（出資会員）から選任される。

⑤ 会社は、理事会の意思決定に基づくゴルフ場運営の業務執行の責任者として取締役 1 名を置く。なお、監査役は設置しない。

⑥ 会社の税引前利益（又は、損失）の 10% は、匿名組合員に帰属する。

⑦ 匿名組合員（出資会員）及びプレー権会員は、会社の制定する会則に基づいて、会社が所有するゴルフ場でのプレー権が付与される。

（注）プレー権会員とは、会社が和議申請時点において会員であった者で匿名組合出資を行わずプレーの続行のみを希望した者である。